**公示送達**

**【仮換地の使用・収益開始の日の通知】**

**404\_2**

○○都市計画事業○○○土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十九条第二項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができない（又は、受領を拒まれた）ので、同法第百三十三条第一項により書類の送付に代えて公告します。

　　　記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

　住所　○○県○○市○○町○○番○○号

　氏名　○○　○○

　住所　○○県○○市○○町○○番○○号

　氏名　○○　○○

二、通知の内容

　　○○市○○○町○○○○番の仮換地の使用又は収益を開始することができる日を令和○○○年○月○○日と定めました。

　なお、位置図・仮換地図については、○○市○○○○土地区画整理組合に掲示しています。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に○○県知事に審査請求するこができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に○○市○○○○○土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

　令和○○年○○月○○日**(※①)**

　　○○市○○町○○丁目○○

　　　　　　○○市○○○○土地区画整理組合

　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

**(※①)**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

・位置図・仮換地図についても掲載可能です。